

研究

消費組合配給論

岡本理一

- 一 消費組合の意義とその發達
- 二 消費組合の配給とその限界
- 三 配給統制の強化と消費組合

一 消費組合の意義とその發達

一般に今日、「消費組合」(Consumers' Co-operative Society or Co-operative Store, Verbrauchergenossenschaft od. Konsumgenossenschaft, Société Co-operative de Consommation.)の意義については、國の内外を問はず多くの學者によつて種々の説明が行はれ、たとえその意味するところはほど同様であつても、それを現はす字句においては長短、繁簡、種々の表示が行はれ、必ずしもその軌を一にせない。尤も消費組合はこれを歴史的に考察するとき、今より百餘年の昔、すなはち一八四四年十二月、英國ランカシャー州の一寒村、ロッチデールにおいて生誕し、爾來今日まで各國經濟狀態の種々なる變遷に對應して發達してきたるため、それに各時代、各國を通じて

妥當する具體的な定義を與へることはむづかしいのである。而してこゝにはかゝる論議に一々關説することを行はず、卒直に「配給組合としての消費組合」をその現状より眺めて次のごとく定義したいと思う。すなはち「消費組合とは、消費者の結合によつてつくられた協同組合の一種にして、組合員に對し店舗において主に生活必需品の配給業務を行うものである」と。これを分説すれば左の通りである。

第一に、消費組合は消費者の結合によつてつくられるものである。

およそ人間の經濟生活は一方において、その職業を通じ何等かの生産部面に關與すると同時に、他方その職業を超越したる人間一般的な立場において普遍的な消費部面をもつてゐる。消費組合はかく一般の人々が職業の如何を問はず、消費者としての見地から日常生活の合理化をはかるため組織するもので、主に中間の商人による利得を排してそれを自らの手中に收め、以て負擔の輕減をはからんとするものである。この點、他の營利的企業と異なる特殊性がみられ、それは全く組合員個人の消費上の利益のために經營されてゐるのである。

第二に、消費組合は協同組合の一種である。

およそ人間本來の性情は、一部論者の信奉するとき利己心にあらず、それは愛であり和であつて、この他人を愛し他人と和すること、すなはち協同することこそ自然の秩序として社會構成の基底となり、また幸福増進の根本となるものである。協同組合は正にかゝる根本理念によつてつくられたものであつて、換言すればそれは「人々が相互扶助の原則にもとづき、その經濟的利益の増加をはかるため、何等かの事業を經營する人格的結合團體」である。(4)先ず相互扶助の原則とは、人間社會の幸福は人々の協同によつて得られるものと解し、自己の利益をはかると同時に、他人の利益をも充分に尊重し、かの「一人は萬人のために」(One for all, all for one)と云ふ標語にも示されてゐるごとく、人々相互間の對立意識の尖鋭化を排して、協調をはか

るを意味する。この點、人間本來の性情を利己心に求め、その極端なる解放による自由競争（實は相互闘争）を認める一部自由主義者の見解とは正に相反するものである。(ロ)次に經濟的利益の増加をはかるとは、それが經濟以外の目的すなはち祭祀、宗教、慈善、學術、技藝等を目的とするものに非ざることを指し、それは例えば中小商工業者や農業者が出同出資による共同施設（共同仕入、共同販賣、設備、機具等の共同利用）を以て大企業や大資本等に對抗し、その生産、配給及び消費上における利益の擁護をなすがごときを言うのである。(ハ)更に事業を經營するとは、單なる交渉團體にあらず、それは從來、組合員の行えるものを一つにまとめて組合自身が經營することを指し、謂はゞ一つの共同經營を實現することを意味する。この點、勞働組合とは異なるものである。(ニ)最後に人格的結合團體とは、結合の目的が會社のごとく資本に存せずして人自體に存するものとみ、人格を中心に組合が結成されることを言う。ゆゑに協同組合においては、規模の擴大は組合員數の増加を以て行はれ、總會の議決權は一人一票を原則とし、加入、脱退は各人の自由とするのである。—以上のごとくにして、協同組合はその性格が甚だしく民主主義的である。嘗て産業組合はその最も顯著なものとされたが、今日の農業協同組合や商工協同組合も同様これに屬し、また嘗ての商業組合や工業組合等も戦時下の統制組合になる以前のそれはこの性格を有し、消費組合亦これに洩れないのである。

第三に、消費組合は組合員に對し店舗において配給業務を行うものである。

およそ組合員たる購入者に對し商品の販賣を行うためには、これが經營上、人的要素として經營者、従業員、また物的要素として資金、店舗等を必要とすることと言うまでもない。かくて消費組合は組合員の出資を集めて總資金とし、特定地域に特定數の店舗を設け、一定給料の經營者、従業員をして商品配給（仕入、販賣）その他に關する一切の業務を掌らしめるものである。經費の節減をはかるため、商品配給上のサービスは極力排するを通

常とする。ゆゑにその取引方法のごとき現金持歸制を理想とし、歐洲諸國では多くこれによつてゐるが、我が國では掛賣による御用配達制をとつてゐるものが少くない。これ蓋し我が國においては長年、商品小賣上に存せし慣習が消費組合配給にも傳播し、且、米、麥、薪炭等のごとき重量品、嵩高品は購入者自身の持歸を困難とすること多いからである。販賣価格は市價によるを通常とするが、期末に生じた剩餘金は、その購買高に應じて組合員に分配する。これを「購買高に應ずる剩餘金分配主義」(Dividend on purchase)と言ひ、前記の現金賣買主義、市價販賣主義と共にロツチデール式經營法の根本をなすものである。尤も原價主義に基きより、安價に商品を販賣する組合では、かゝる配當のないこと言うまでもない。

第四に、消費組合は主に生活必需品を取扱うものである。

およそ消費組合は、組合員の日常生活を合理化するためつくられたものであるから、その取扱品が原則として生活必需品に限らるべきは當然のことである。換言すればそれは米麥その他の食料品、衣料品、雜貨、文房具等のごとき、一般消費者の間に、個人的には少量小價ではあるが、まとめて大量的に消費せられる商品を取扱うものであつて、一部少数人の嗜好に應ずる奢侈品はもとより、高價な呉服類、小間物、家具等のごとき買廻品はその取扱品として適當せないのである。蓋しかゝる商品は一部組合員の偶發的欲望の充足を目的とするため、消費者需要の測定や調査が困難にして、すでに仕入の點において種々の制約を受けるのみならず、たとえ之を取扱つても、その需要が少數に限られ、一般的消費の對象とならざるため、組合員の組合利用率を低下せしめ、謂はゆる「店晒し品」を生じて商品廻轉率を悪くし、ひいて經營上に不利益を招くに至るからである。尙、同じく生活必需品の中でも貯藏性の少き商品は賣残り損を生ずること多きゆゑ、生鮮魚介、野菜等は取扱品として適せず、反對に乾物、罐詰、壘詰食料品等はよく適するのである。

次に、然らばかゝる意義、内容を有する「消費組合」は今日までいかなる發達をしてきたのであるか。すでに英國の空想的社會主義者ロバート・オーエンの思想に端を發するロッチデールの消費組合 (Rochdale Society of Equitable Pioneers) の創設とその後の世界諸國にみる發達については、餘りにも多くの文献が存在するゆゑここにはそれを省略し、而して本小稿の意圖する我が消費組合配給の合理性を知るためには、一應我が國における發達をよく眺めて、その興亡の諸原因を探究することが甚だ肝要と思はれるので、以下それを簡潔に述べることとする。

顧るに我が國における近代的消費組合の濫觴は、明治十二年七月、東京において創立された「共立商社」(「協力商店」とも言つた。共に Co-operative store の直譯である。) であると謂はれてゐる。當時、西南戦争の後をうけ、物價は騰貴してゐた爲、この消費組合による生活合理化は智識階級—未だ新興勞働階級現はれず—の歡迎するところとなり、東京、大阪、神戸等の都市に設置をみたのである。しかし明治十五、六年の深刻なる經濟恐慌に會ひ經營難をつげるや、關係者—主に新興資本家階級—中には自己の事業に努むるあまり、組合に對して大なる關心を寄せ得ざるに至つた爲、その大部のものは解散したのであつた。その後、明治二十年頃より勞働問題が社會的に表面化し始めるや、その解決策として消費組合の必要が一部識者の間に唱えられたが、未だその實現をみるに至らなかつた。然るに明治二十七、八年の日清戦争後、我が國は産業革命期に入り、資本主義經濟が大發展をとげるや、勞働階級の身分も成立して勞働争議も續發し (例、明治三十一年に四十三件、参加人員六千二百九十二人、一件平均百四十六人)、その自主的組織運動が漸く起らんとして、本來の消費組合のつくられる地盤が出来たのである。かくて明治三十年十二月、勞働組合期成會の會員によつて組織された「鐵工組合」の附屬事業として「共働店」と稱する消費組合が片山 潜氏等の指導によつて設けられ、同三十一年三月、東京砲兵工廠内の共

働店を先驅として、同三十三年九月までに四十二支部、組合員數五千四百餘名を算し、その地域は東京、横濱を中心に、東北地方、北海道にまで及んだのである。しかしこれらの自主的消費組合は數年ならずして消滅せざるを得なかつた。その理由は、一方において政府が労働者及び小作人の團體行動を取締る必要上、「治安警察法」(明治三十三年三月十日公布法律第三十六號)を制定した爲、労働運動は著しき抑制を受け、加えて一般労働者の組織的訓練が甚だしく不充分であつたことも原因して、それは衰微し、他方明治三十三年の經濟恐慌と、加えて經營者や従業員に適任者を得ざりしたため、その經營困難をきたしたからである。然るにこの間、かゝる労働者の消費組合に代つて、會社或は官廳(例、海軍工廠)の従業員の組織する消費組合が、資本家や當局の保護下に各地に設けられたことは注目されねばならぬ。これらの消費組合は、資本家や當局より店舗の無料貸與、資金の融通のとき援助を受け、以て従業員の低賃金よりきたる生活困難を緩和すると同時に、これを基盤とする自主的運動の生起をも防いだのであつた。このうち一部は「産業組合法」(明治三十三年三月七日公布法律第三十四號)の認可を受けて「市街地購買組合」となるものもあつたが、日露戦争後の物價騰貴に際しては著しい發達をしたのである。而してこれらは何れも非自主的組合であつた爲、かの幸徳秋水、堺利彦兩氏を中心とする「平民社」が日露戦争中、階級的立場より組織する消費組合の必要を宣傳したこともあつたが、未だその効果をみることはできなかつた。尙、これと同時に、當時漸くその數を増加してきた給料生活者は、中央、地方の官公吏を中心に明治三十四年頃より消費組合を結成しはじめ、特に日露戦争後は急速な發達を示し、その後明治末葉(明治四十一年に四十四組合あり)より大正年間にわたり徐々なる發達をとげ、むしろこの種組合が我が消費組合の發達史上、その主流をなすがごとき觀を呈したのである。要之、この時期において我が資本主義經濟は發達し、一般の労働者數は著しく増加して好條件の具はれるに拘はらず、自主的消費組合の設立が少なかりし所以のものは、一面從來通りに組

織運動の困難なりしこと、他面資本家側の温情主義的配給施設が會社、工場等に附屬して設けられたこと、に存すると言ひ得る。我が勞働運動の先覺、高野岩三郎博士が、かゝる事態を慨歎して「……都會勞働者ノ自助的自發的運動ハ之ヲ Trade Union ニ求メテ得ズ之ヲ Co-operative store ニ求メテ獲ズ依然トシテ尙ホ將來ヲ望ンデ期待ヲ懷抱セザルベカラズ吾人ハ餘リニ其發達ノ緩漫ナルニ驚異セズンバアラザルナリ。」^(註)と述べられたのは、まことに故あること、言はねばならぬ。

(註) 高野岩三郎博士「本邦ニ於ケル消費組合(三)」(國家學會雜誌、第二十八卷第八號、大正三年八月、一四〇頁)

その後、大正時代に入り、第一次歐洲大戰(大正三年—同七年)の終る頃より我が資本主義經濟が急激なる發達をとげ、階級分化の促進と階級意識の自覺をみるや、無産階級運動は盛となり、したがつて消費組合運動も組織勞働者を基礎として行はれはじめ、その質的内容も面目を一新し、從來のごとく經濟的利益の追及のみならず、更に被壓迫階級の解放にまで乗りだすに至つた。またそれまで徐々に發達してきたる給料生活者の謂はゆる「市民消費組合」の中にも、從來の方針を改め社會教化に乗りだすものを見たのである。然るにその割に消費組合の數は依然大なる増加を見なかつた。その理由は要するに、大正年間、勞働組合中には分裂、解散するもの多くしてその基礎は確立せず、また屢々勞働爭議をくり返して、勞働組合の兵站部となれる消費組合の健全なる發達を妨げ、特に爭議が勞働組合側の敗北に終る場合には消費組合も消滅し、或は他の市民消費組合に變更するものを生じたからである。加之、當時の物價騰貴時代に、資本家側が勞働者の自主的運動を抑止し、また賃金値上の要求を阻止する目的を以て共済組合のごときを設け生活必需品の配給施設とせる温情主義的方策も、自主的なる勞働者の消費組合運動を阻み、たとえ消費組合が設立されるともその成長を甚だしく妨げたのである。

昭和時代に入るや、我が勞働組合運動は漸く過去の對立、分裂を清算して整理統一をみるようになった爲、そ

の下にある消費組合も堅實なる歩みをなし得るようになったが、その發達には依然、顯著なるものを見る事ができなかつた。それは當時の労働組合運動が漸次、左翼化するに至つた爲、消費組合運動にも著しき理論的飛躍がみられ、すなはち消費組合運動を以て資本家に反抗する階級闘争の手段として重視するに至り、もはやそれは純然たる經濟機關としての地位を保ち得なくなつたが、これがかの昭和三年の三・一五事件以來、左翼運動に對する取締強化と共に（例、昭和三年六月二十九日「法安維持法」の改正あり）、階級的消費組合の衰退、消滅をきたさしめるに至つたからである。かくて當時、他の協同組合たる農村の産業組合のごとき次第に發達の經路をたどれるに拘はらず、ひとり消費組合は極めて不振状態に陥つたのである。いまその一例を示せば昭和八年末における全國の産業組合設立數は一萬四千六百一なるに對し、消費組合の設立數は産業組合法によるもの（市街地購買組合）二百五、同法によらざるもの二百五十二、合計四百五十七にして、その割合は前者の僅か三・八%にすぎず、これを以て叙上の事情がよく知られるのである。

以上要するに今次の戦争以前、我が國の消費組合運動は歐洲諸國にみるごとき顯著な發達を示さず、その設立數も多からず、したがつてその配給事業についても一般の小賣商のそれと激甚なる競争をするほどのことはなかつたのである。その理由は屢述せしところによつて知られるごとく、我が資本主義經濟が眞の正常的な發達をとげず、そこには多分に封建的諸關係が残存してゐた爲、一般労働者の無産階級運動は盛ならず、したがつて自主的に消費組合を結成する地盤も築かれてゐなかつたからである。たゞ僅かに産業組合法による購買組合と無認可の消費組合や購買會等が設けられたにすぎず、漸く第一次歐洲大戰後にやゝ進歩をみたが、しかしその組合員に労働者の少きことは他國にみられざる特色をなしてゐた。そして昭和時代に若干、労働者の自主的消費組合をつくり得る好機を迎へたるも、政府當局の左翼運動に對する彈壓と共に立消えの状態となり、やがて戦時に入つた

のである。

最後に今次の戦時及び戦後における我が消費組合の動向につき一瞥を與えておこう。周知のごとく戦時下、物資の統制はその配給を適正、円滑ならしめるため、漸次強化せられたのであるが、これにともない消費組合の活動も一時停止のやむなき状態になつた。それは必需物資の増産、供出、配給及び消費の促進、規正を行う組織體として、新しく市町村に町内會、部落會が設けられ、これらが指定の商店或は配給所と連接して、一元的に物資の割當や配給を受けるに至つた爲、消費組合はかゝる指定配給所として統制物資の取扱はできても、その新規配給や新規設立は一切認められないことゝなつた爲である。蓋し地域消費組合においてかゝる新規配給や組合新設が認められるときは、重複配給をきたし、また一般商業者の保護にも缺けるところあるゆゑ、かゝる措置は當然のことゝして是認せられたのであつた。しかしながら職域の消費組合にありては、たとえ統制下にあつたとは言え、やゝこれと趣きを異にする。勿論これも前者と同様、謂はゞ一個の配給所と化せるため、純然たる協同組合的性格の消費組合と言うことはできないが、たゞその配給事業が前者に比し生産擴充に従事した勤勞者の生活に、より多くの關連を有し、またその重要性は從來の消費組合以上とも認められるので、それが戦時下、いかなる形態になれるやを知る意味において、その進展を概觀したいのである。これは各職域毎に設けられた購買會、購買組合等を指し、主に工場、事業場（鑛山等）の直營にかゝり（稀に従業員の相互組織）、従業員に對し生活必需品を廉價に供給して、その生活安定をはからしめるものである。而してこれらの組合も戦時下、當初は物資の減少にとともない大量且安價な仕入が困難となり、また公定價格制の普及にとともない商人利潤の排除による有利性も次第に失はれ、更に地域配給との重複を避けるためにも、その活動は著しく制限せられたのであつた。かの「配給機構整備要綱」が購買會等の新規配給は一切配給業者に依る配給を以て需要を充足し得ざる場合に於てのみ認め

ることゝしたのはそれである。然るにその後、戦局の進展と共に戦力増強の根幹をなす生産擴充の推進が一層肝要となり、これに従事する人々の作業能率の向上を要請するに至つたので、當時生活必需品の購入に一般従業員の浪費しがちであつた手數、時間等を省くため、これを職域組合において取扱ふことゝしたのである。かくて昭和十八年九月、工場、事業場の購買會は「勤勞者用物資配給所」として配給機構上の地位が認められ、關係組合に加入して、勤勞者の作業に必要な物資（作業衣、地下足袋、手拭等）、特配物資（主要食糧、味噌、醬油、酒、煙草等）、給食施設用物資、寄宿用物資の配給をなし得るようになった。尙、戦時中勤勞者用の特配物資の配給權を昭和十三年、勞働組合を改組してつくつた「大日本産業報國會」や、「大日本勞務報國會」「日本海運報國會」がつてゐたことは留意を要しよう。とまれ以上のごとくにして今次の戦時中、我が消費組合は配給所形態をとつて存續してきたが、本來の自主的機能は全く喪失してゐたのである。

然るにこれが終戦後、一大變革を受けるに至つた。すなはち戦後、あらゆる分野に民主主義化が要請され、戦時中の強權的統制が漸次除去されんとするや、再び本來の消費組合運動が盛にならんとする傾向が見えてきた。先ずそれまで工場、事業場において勤勞者用物資の配給權をもつてゐた産業報國會は解散し、次いでこれに代る「勞働組合」が續々設けられるや、これを基礎とする職域毎の消費組合も設けられてきたのである。また地域に おいても、昭和二十年秋以來の食糧危機突破を直接の動機とし、謂はゆる「買出し」の合理化をはかる「消費組合」が町内會等を單位として設けられ、共に生産者その他の業者より食糧その他の必需品を購入（或は物々交換）して、それを組合員に分配することゝしたのである。かくて我が消費組合は再びその自主性を取り戻して往年のごとき活動を爲し得る地盤をもつに至つたのであるが、しかし後述のごとく今日、主要食糧をはじめ一般の必需品には強固な統制が續行され、またかの町内會、部落會の解散等に關する政令（昭和二十二年五月三日公布政令第十

五號、同日施行)により、町内會、部落會を單位とする消費組合は解散を命ぜられ、産業組合法によるもののみ認められることとなつたことは、依然その發達に一定の限度を與えるものと言ひ得、この際何等かの法的措置を講ぜざる限り、その大なる進歩を望むことは甚だむづかしいと思はれるのである。

註記—本章の主要参考文献・本位田祥男博士、協同組合の理論(昭和十九年一月)。同、消費組合運動(昭和六年一月)。奥谷松治氏、日本消費組合史(昭和十年八月)。同、日本協同組合史(昭和二十二年六月)。

二 消費組合の配給とその限界

一般に消費組合の事業は、その固有なものとして、他の配給組合のそれと同様、取扱品の購入、販賣を中心とする配給事業とせられる。尤もこのほか生産事業(例、農場經營、精米、製パン、石鹼製造)や食堂經營のごとき配給事業に關連あるものを行い、また住宅經營や浴場、理髮の共同利用、醫療機關、保險業等のごとき福利厚生施設をなすものもあるが、これらは通常「住宅組合」「利用組合」等、別個の組合事業として取扱はれるゆゑ、こゝには固有の配給事業についてのみ論述することとする。而して消費組合の配給事業を取扱品の購入及び販賣の二業務とみる限り、それは農業協同組合や商工協同組合の事業と何等異るところないように考えられ易いが、しかしこれらは主に農民、中小商工業者等に賣渡され、他への轉賣、製造、加工等を目的とせるもの多きに反し、消費組合にありてはすべて一般消費者の最終消費を目的として、換言すれば生活用品の小賣事業としての購入、販賣をなす點においてその間、差異が存する。また嘗ての商業組合、工業組合に存した「統制事業」は、本來の協同組合たる消費組合には存せざること、恰も今日の商工協同組合に存せざると同様である。しかし計畫配給下、これが配給機關として用いられる場合には、むしろこの方が重要事業とみられ得、その實例は今日のソ連において

消費組合が生活必需品その他の配給機關として、重要な地位を占めてゐることにより容易に知られるところである。

一 購入業務

消費組合の購入業務は他の配給組合のそれと同様、次述の販賣業務と共に配給事業中の主要な一半を構成する。その購入商品は一般組合員の日常生活に必要な食糧その他の日用品にして、奢侈品、贅澤品を避けるべきこと既述せし通りである。その購入先は卸賣業者やその團體なることあり、また生産者やその團體なることあり、その何れの場合たるを問はず、組合員が小賣商から買求めるよりも有利に入手し得るよう、相當大量に仕入れて経費の節減、中間利潤の排除をはかるものである。購入の方式は組合資金による「買取り」を通常とするも、また生産者、卸賣商等よりの「委託」によることも稀でなく、組合經營の安全性より言えば後者の委託式の方が望ましいのである。蓋し前者の買取り式による場合には、購入後、市價の暴落に際しその小賣價格の引下は當然のことゆゑ、それだけ組合自體の損失となり、これは後日、何等かの商品販賣によつて補填することを要するに對し、後者の委託式による場合には、組合は委託者より販賣手数料を受くるに止り、たとえ市價の暴落あるとも、直接組合自體の損失にならないからである。尤も市價暴騰の場合には前者によるとき、組合は手持商品の値上りをきたして利益となるけれども、しかし餘り小賣價格を引上げるとは、賃金、給料の上昇がおくれがちな消費者にとり不利であるため、他の小賣商の收めるごとき利益は得られないのである。

次に消費組合の商品購入に關し、その數量決定は經營方策上、きはめて重要とせられる。もし組合員の需要量に比し、過大に陥る場合には賣残り品を生じて商品廻轉率を悪くし、或は腐敗、變質等の損失を生じ易く、反對に過小に失する場合には組合員全體の需要を満し得ないこととなる。もとより米麥等のごとき需要の繼續し、相

當長期の貯藏に耐え得る商品についてはかゝる配慮を多く要せず、またそれが統制物資のごとき豫め配給數量の定まつてゐる場合には、需要量の算定は正確になされ得る。しかし然らざる場合には、過去の販賣量や現在の需要狀況或は將來の見込等より推定して購入するか、または組合員個々の注文を合計して購入するか、何れかによらねばならぬ。而して經營の安全性より言えば後者の方が勝るも、唯注文をまとめるに時間を要し、また有利な商品を臨機に購入し得ざる點等で前者に劣る。かくて何れの方法も一長一短を免れ難いが、要は有能な經營者が實情に即した方策をとつてゆくことが最も肝要であらう。

尙、消費組合はその規模の小なる場合、地方的に連合して共同購入を行うことが少くない。從來我が國では消費組合の發達充分ならざるため、これが例證は甚だ少いが、嘗て存した道府縣の「購買組合連合會」のごときこれに屬する。更に消費組合は全國的な「卸賣連合會」を設け、これより商品の供給を受けることも稀でない。これらは謂はゞ「消費組合の消費組合」とでも稱すべく、商品を直接生産者より仕入れ、或は自ら生産してこれを關係の「小賣消費組合」に分配するものである。思うに近時、すべての企業は農業たると商工業たるとを問はず、その生産或は配給の經營規模を漸次擴大する傾向にあるゆゑ、これと直接關連を有し、時に對立、競争を行う消費組合がその經營を擴大するの要あるは言うまでもなく、このためかゝる地方的或は全國的の連合會を設けて一般の資本主義企業と同様の利益を目指し、自ら生産經營を行い、或は卸賣業務を直營するに至るは、まことに理の當然と言はねばならぬ。今日、世界的に有名な卸賣連合會としては英國の C・W・S (Co-operative Wholesale Society) があげられる。これは一八六三年に創設され、マンチェスターに本部を置き、ロンドン、ニューヨークに支部を、その他の地に出張所を設けてゐる。業務の主なるものは商品卸賣、商品生産、金融、保險及び植民地開墾等である。このほかソ連のツェントロ・ソユーズ (Tsentrosoyuz—全連邦消費組合中央連合會) (註) や嘗て我が

國に存した「全購連」(全國購買組合連合會)も同様これに屬する代表的なものである。而してこの場合の仕入において、卸賣連合會の自己資金による買付と、傘下組合の委託によるものとの兩者があるが、委託によるときは比較的小資本を以て足るゆゑ、よつて生ずる餘分の資金を他に廻し得て、大量仕入の利益をあげることができ

(註) ソ連の消費組合については嘗て拙稿「計畫配給と消費組織」(商學討究 第十六卷特集、昭和十六年十二月)において「ソ連計畫配給と消費組合」なる章下に(同誌三一—三三頁) Leonard E. Hubbard, "Soviet Trade and Distribution, London, 1938." に準據して論述したことがある。

最後に、消費組合の購入業務に關連して、組合自身は何等それを行はず、したがつて販賣にも觸れず、組合員の欲する商品を市内の百貨店や特約店より購入せしめる方法は、組合業務の及び得ざるところを補うものとして注目されねばならぬ。これは組合員の必要とする商品の仕入が組合自身の資金、能力その他の理由により到底なし難きため、これを商人の資金、能力等に依存して謂はゞ代行せしめるものである。この方法は組合の規模大ならず多くの商品を取扱ひ得ざる場合には、一見便利と思はれ、百貨店や特約店が組合員に對し特別の割引價格を以て販賣する場合には、消費組合の購入業務を省き得て効果あるも、もしその販賣價格にして市價と何等變らざる場合には、唯商品入手上の便宜を與えるに止り、特別大なる利益を與えるものでない。

二 販 賣 業 務

消費組合の販賣業務はこれが遂行により、消費組合の目的を現實に達成する具體的過程であるため、前記の購入業務と同等以上に重視されることが多い。蓋しこれが小賣は人々の日常生活に最も近接し、その運営の巧拙如何は、組合員の生活合理化に至大の關係をもつてゐるからである。このことは初期の消費組合事業が生活必需品の小賣に始まつてゐることから明かに知られ得、また今日かゝる販賣を組合員側より購買とみてその組合を屢々

「購買組合」と稱することからも容易に理解されるところである。

消費組合の販賣に關し、特に問題となるのは「販賣數量の決定」「販賣價格の決定」及び「剩餘金の分配」に關するものである。よつて以下、これらを順次述べてゆく。

先ず「販賣數量の決定」についてみるに、これは供給量が豊富にして需要量を遙かに超過する場合には問題を生じないが、然らずして供給量の小なる場合には一定の割當制がとられることを要し、これが割當數量を出資金額と家族人數との何れに準據して定めるか、問題となる。而して消費組合は既述のごとく資本中心の團體にあらずして人格中心の團體であり、相互扶助の原則より言うときは、たとえ多くの出資をなし得ずとも家族人數の多き者には生活上の利益を與えることが望ましくゆゑ、その割當は家族人數に比例してなすを最も妥當とするのである。

次に「販賣價格の決定」についてみるに、これには商品賣價を原價主義によるか、市價主義によるかと言ふ問題が存する。原價主義とは購入原價そのままか、またはそれを基準として賣價を定めるものを言い、市價主義とは市價と同等にするか、またはそれを基準として賣價を定めるものを言う。このうち何れによるべきかは一概に定め難いが、通常は市價主義をとつてゐる。思うに消費組合本來の目的たる「利潤の排除」といふ點よりみるときは原價主義によるを最も理想としよう。特に組合結成の動機が専ら組合員の生活合理化に存し、低廉なる商品の獲得をほとんど唯一の目的のごとく考へてゐる場合には、これが採用は組合員に組合の効果を知らしめ、また將來の擴張にそなへても甚だ有利と考えられる。しかし原價主義にはその原價の決定を正確になし難い點において、實際上種々の缺陷を有する。例えば販賣原價に含まれる諸經費、販賣上の諸損失等の計算は、一定期間を経たる決算期にあらざれば正確になし難く、たとえ相當適確な豫想をなすとも、尙その後における經濟界の變動や

組合内部の變化（例、組合員數の増減）等により、それと異なる結果を生ずることと少くないのである。加之、原價主義にありては期末決算に剩餘金無きを原則とするが、しかしかくのごときは不時の損失を填補する準備金の積立を不可能ならしめ、ひいて組合財政の堅實化に支障を生ぜしめ易い。したがつて將來、經營規模を擴大してゆかんとする消費組合にありては、この主義によることはできないのである。市價主義はかゝる原價主義にともなう缺陷を矯正するものであつて、すなはち市價によつて賣價を定め、期末に生じたる剩餘金はこれを購入者に拂戻して利潤排除の理想を實現し、またその一部を將來の規模擴大に備えて積立て、組合の財政的基礎を堅實ならしめるものである。かくて結局、我が消費組合のごとく組合結成の目的が専ら組合員の生活合理化に存して、未だ組合意識の盛ならざるところでは、市價より若干低廉なる價格を以て賣價とすることが適當と思はれ、その低廉の程度をいくらにするかは商品個々の實情に即して決せらるべきであらう。

更に「剩餘金の分配」について論述しよう。これは組合が市價主義をとつた場合、期末に生ずる剩餘金を組合員に分配することを言い、通常貨幣を以て、時に組合の商品券を以て支拂はれる。モスコイ式の社會主義的消費組合ではこれを個人的に分配せず、組合の共同事業例えば組合員の教育施設や福利施設等に用い、また組合の政治資金に充當することを主張するも、ロッチデール式の消費組合をはじめ資本主義諸國の消費組合では、それは甚だ少い。さて剩餘金を組合員へ分配するに當り、問題はいつたい何を基準にするかと言ふことである。通常これが基準として組合員の出資高と購買高との兩者が考えられる。前者の出資高によるときは、出資口數の多き組合員は少き組合員よりも當然大なる配分を受け得るが、しかしこれは消費組合を以て一の資本主義的企業と看做すものにして正當と言ひ難い。何となれば大口の出資者必ずしも大口の購入者と限らず、したがつて實際に購入せる組合員の支拂代金中より得たる剩餘金を、たとえ購入高少くとも出資口數多きゆゑを以てそれに分與するは

組合の利用度多くして購買高の多き組合員の利益を犠牲に供するに至るからである。加之、出資高に比例する分配は、組合員の組合利用率を減少せしめ易く、ひいて經營上に支障をきたして將來の發展を阻むこととなる。かくて出資高に對し一定の利子を支拂うことは認められても、剩餘金を與えるは正當ならず、それは購買高に應じてなすを最も妥當とする。これを既述のごとく「購買高に應ずる剩餘金分配主義」と言い、これにより、利潤は排除せられ、また組合利用者の利益も保護せられ、したがつて組合員の組合利用率も高まり、將來の發展に資するところ大きいのである。かのロツチデール式消費組合が世界的に發展し得たのは、正にかゝる原則をとれるところに大きな理由があるものと言はねばならぬ。

以上のほか、消費組合の販賣に關連して「員外販賣」の問題は今後も起る可能性あるものとして留意を要しよう。これは取扱品を組合員以外の者に販賣することを指すのであるが、組合本來の性質よりみると、何の出資もせざる者に組合を利用せしむるは、全く理由のなきことと考えられる。しかし理想的にはそうであつても、組合經營の實際的必要より言うときは、例えば店晒し品を賣捌き、或は毀損品を處分し、或は組合の宣傳をして將來の發展をはかるためには、これは甚だ有效な手段とせられる。すでにイギリスをはじめフランス、ベルギー等の諸國で實施し、剩餘金の分配までしてきたが、我が國の産業組合法は免稅等の關係でこれを禁止し、ドイツでも小賣業助成の必要より禁止したことがある。而してこれを認むべきや否やは一に當該組合の發達程度如何によつて決せらるべく、例えば組合が設立以來日淺く、組合員の數も少く、したがつて施設が充分利用せられざる場合には、これを補うため認むるは一向差支えない。しかし組合員數も多くなり、施設も充分利用せられてゐるとき尙これを認むるは、徒らに組合をして利益の増加に專念せしめ、組合本來の性質にも反するに至るゆゑ、それは避けるを要し、むしろ員外者の組合加入に努めることが要請されるのである。

三 配給事業の限界

消費組合の配給事業を以上のごとく見てくるとき、その將來の發展にはまことに期待すべきものがあるように思はれる。蓋し人間の經濟生活は一度、何等かの方法により合理化の實をあげるかぎり、それは止ることなき進展性をもつに至るゆゑ、いま消費組合により合理化の利益を収めるならば、それは今後發展こそすれ停止することとはあり得ないからである。しかしその配給事業には消費組合が他の一般企業と異なる目的と組織を有するため、特別の限界が存し、時に非常な支障を生ぜしめることと少くない。その主なるものをあげると左の通りである。

(一) 資金上の限界

およそ消費組合は階級的差別を設けず、あらゆる消費者を以て組織するを原則とするが、尙その中心となるものは無産階級者にして、資本家の加入することは甚だ少い。したがつてその資金が一般の資本主義的企業に比し少いのは言うまでもない。このことは消費組合の起源をなすロッヂデールの開拓者が僅か二十八磅の資金をもつて事業を開始したことによつても容易に知られる。尤も一部の會社、工場に附屬する購買組合のごとく資本家側よりの援助あるものは、相當多額の資金を有するも、自主的なる消費組合にありては小なるを常とし、これが商品の購入その他配給事業の遂行を阻むことと少くない。この點商品の販賣に當り現金主義をとれば、當初の小賣は小額資本を以て容易に經營され得、その後は剩餘金の一部を積立てることにより規模擴大の準備もなされ得て、小額にても一向差支えないように考えられる。しかしながら今日のごとく資本主義企業との對抗上、有利なる商品を一時に大量、仕入れることを要し、このため相當多額の資金を必要とする場合には、その活動が屢々資金面より制約を受けることと少くない。況して消費組合の生産部面への進出のごとき、大資本を要する大規模經營は、相當資金の蓄積なき限り、甚だ困難と言はねばならぬ。この意味において從來の我が消費組合のごとく掛賣制度

をとることは、貸倒損を生ずる危険あると同時に、かゝる資金運用の點よりみても避けねばならぬのである。

(二) 經營上の限界

およそ事業の經營は、その種類の如何を問はず、それを遂行する人的要素が完備し、且これに適當なる取引物件が與えられて、はじめて能率的になされ得る。然るに、先ず消費組合の經營にたずさはる人的方面をみるに、それは前述の資金上の關係より、有能にして經驗に富む經營者や事務に忠實なる従業員を雇入れるに當り、他の企業ほど有利な條件をもつとは言い得ず、而してこれらに恵まれざる結果は、屢々商品の仕入、運搬、保管、販賣その他諸般の事務に關する能率を低下せしめ、また時に監査の不充分に原因して經營者等の不正行爲が長期にわたり發見されず、これが經營上大なる齟齬を生ぜしめ、ひいて事業休止のやむなきに陥ること少くない。かくて消費組合が他の企業に比し人的方面において遜色あるは、その配給事業にも一の限界を置くこととなる。この意味において、今後の經營には組合意識に燃え、業務に忠實なる青年を養成して、それに當らしめてゆくことが肝要であろう。

次に取引物件についてみるに、それが消費者の結合團體である性質上、生活必需品一般を取扱うべきこと既述の通りであるが、唯それが生魚、野菜類のごとき生鮮食料品の取扱に困難性あることは、經營上に一つの限界を與えるものと言ひ得る。蓋しこれら生鮮食料品は我が國民の常食とする物にして最も多く消費せられる商品なるに拘はらず、それが貯藏性に乏しく、且規格化、標準化も行はれ難きため、上記のごとき小賣經營の才能に乏しき組合従業員の到底管理の任に堪え得るところでないからである。例えば生魚のごとき、仕入れて店頭陳べたる午前と、時間の経過してやゝ鮮度の落ちたる午後と、更に賣残り品となつた夕方とは、その賣價に可なり之差異がある筈なるに拘はらず、これが鮮魚取扱の經驗に乏しき従業員には到底なし難く、またこの間における鮮度

の保持をはかるための善良な注意や管理をなすことも普通の従業員にはなかなか望み難いからである。尤も今後、我が國民の食生活が改められ西洋式のパンをはじめ罐詰、瓶詰、箱入等の食料品を多くとるようになれば、かかる價格操作や管理上の問題は少くなるが、しかしかくの如きはほとんど實現不能に近きことゆゑ、依然我が消費組合經營の發展を制約する一原因となるのである。

(三) 組織上の限界

およそ組合に限らず、あらゆる組織の發達は、その構成員が組織の目的をよく理解し、緊密なる連結のもとその活動に協力するところにみられる。これを消費組合について言えば、組合員がよく組合意識に徹して事業活動に大なる關心を有し經營に協力してゆくとところにある。然るに從來の消費組合をみるに、組合員中、その事業活動に對する關心を漸次失い、やがて脱退してその數を減じ、その結果經營を困難、不能に陥らしめるものが少くなかつた。特に我が國では既述のごとく、消費組合結成の地盤となる無産階級運動が甚だしくおくれ、たとへ組合をつくるともこれに多大の關心を寄せて眞劍にその發達を庶幾することは少なかつた。尤も今次の終戦後、すべての政治、經濟、教育、文化等が民主化の方向にすゝみ、無産大衆の團結を促す機縁がつくられたことは、かかる制約の緩和に役立つこと大きい。尙それが眞に労働大衆の自主的なものとなるには可なり期間を要しよう。この點労働組合等で充分その教育を行つてゆくことが肝要と思はれる。

要之、我が消費組合の配給事業には、それを仔細に吟味するとき上記のごときその活動を阻む諸制約が存して一の限界あることが知られ、その無限の發達を望むことはむづかしいのである。こゝに消費組合(生活協同組合)萬能論者の一大反省を要するものがあるように思はれる。しかも今日は、かかる諸制約のほかに、生産、配給、價格等に對する國家の統制が依然續行、強化せられ、商品の購入、販賣等がほとんど自由にできざること、そ

の活動を一層困難ならしめてゐるのである。こゝに現在、我が消費組合の設立や存在を甚だしく無意味ならしめんとする別個の問題存するも、これが説論は長きにわたるゆえ、章を改めて行うこととする。

三 配給統制の強化と消費組合

終戦後の今日、物資に對する配給統制が、經濟再建の主要課題たる産業の復興と國民生活の安定をはかるため、絶対に必要であることは、敢えて多言を要しないであらう。もとより一部において統制緩和乃至徹廢の希望や主張も存在し、すでにこれは二、三の政府施策にみられたところであるが、しかし事態の進展は好むと好まざるとに拘はらず、統制強化の一路をたどり、中には戦時以上のものに及べるものも少くない現狀である。然らば何故かゝる配給統制の強化を必要とし、またこのため今日いかなる政策がとられてゐるのであるか。これには統制の機關、組織、方法等、幾多の論述すべき問題があるが、これを詳論するは本小稿の意圖するところにあらず、それは別稿「戦後に於ける配給組織の動向」にゆずることとし、こゝには唯その例證として主要なもの二、三をあげるに止める。すなはち先ず物資の生産、配給、消費等の統制に關する最高企畫機關として「經濟安定本部」(昭和二十一年八月十二日)が設立され、經濟安定の緊急施策につき企畫立案を行つてゐる。次に主要食糧の統制には従來通り「食糧管理法」(昭和十七年二月二十一日公布法律第四十號、同十八年七月二十日施行)が存在して依然國家の統制が持續され、また各種重要物資の統制については基礎法たる「臨時物資需給調整法」(昭和二十一年九月卅日公布法律第三十二號、同日施行)とこれに基く各種配給統制規則が制定されて統制の存續強化をみてゐる。更に基礎的生産資材や重要生活物資、主要食糧等の新配給機關として公法人たる「配給公團」が設立され、配給統制の徹底と物資の横流れ防止をはかつてゐる。かくて今日、統制の緩和乃至徹廢を望むはほとんど不可能に屬する。而し

て問題は、かゝる配給統制強化の事態に直面して、我が消費組合がいかなる地位を有し、またいかなる活動をなし得るかと言うことである。いまこれを最近、主要食糧の獲得を目指して設立されつゝある「消費組合」につき、その事業活動は現實にいかなる内容を有し、また他に對しいかなる影響を與えてゐるかを検討し、以てそれが本來の消費組合の軌道より著しく逸脱せるのゆゑに、現状のまゝでは發展の可能性に乏しき所以を明かにし、同時にその改革方策にも論及したいと思う。

戦後における我が國の食糧問題は、昭和二十年秋にみる稀有の大凶作とその後の供出停滯とを直接の原因として一大危機の唱えられたのに端を發するが、爾來これは消費都市の食糧空配給となつて現はれ、更に全國的無配状態にまで及ばんとし、速かに根本對策を樹立して解決をはからざるかぎり、一切の政治的、社會的不安は除去されず、産業の復興亦望み難く、同時にこれと並行して惡化せるインフレーションと共に、國民生活の安定に對し一大脅威を與えるに至つたのである。幸にして輸入食糧等により一應、危機を突破し得たのであるが、續く昭和二十一年度も米穀その他豊作であつたにも拘はらず、一部都會人の早期買溜や一部農民の供出不振等によつて配給不圓滑をきたし、これに絶對量の不足も加はつて再び深刻化したのである。かくて今日、食糧問題の解決は他のあらゆる經濟再建上の諸問題を解決する第一歩とみられてゐるが、この食糧危機を突破する消費者側の自衛手段の一としてとられるものが、實に最近の「消費組合」の設立とその活動に他ならぬ。

思うに今日の食糧危機を突破するに當り、國家の政策としてなすべきことは甚だ多いが、しかもこれが手段方に宜しきを得ずして充分なる成果のあがらざる場合、個人對策として最も容易且效果的なものは、謂はゆる「買出し」である。これは都會人たるかぎり、大小の差はあれ必ず講じてゐる自衛手段であつて、これにより規定の配給量に不足せる榮養分を補充して健康保持をはかり、また長期的空配給にもとづく餓死の危機より免れて

ゐるのである。しかしこれは他面、謂はゆる「横流れ」を意味して供出鈍化の一因となるのみならず、またそれが個人の手で行はれてゐる結果は、國民經濟に及す弊害が決して少くない。すなはち賣却農家は闇相場により不當に利得する反面、都市の買出人は職場の缺勤、時間の浪費、法外な金銭的支出をみ、その蒙る損失は大きい。しかもそれは輸送難の激化、價格の漸騰、ひいてインフレーションを深化せしめ、購買力少き買出人や地元町村消費者に與える不利益亦大きいのである。かくて「買出し」は個人的自衛手段としては極めて安易な對策であつてもその及す弊害のゆゑに公然と認めることはできない。而してかゝる個人的買出しにともなう損失を免れ、それを集團的に行つて合理化せんとするものが、都市において從來の町内會等を單位として組織せられる「消費組合」の設立である。これは組合員が共同して出資せる資金を以て生産者（主にその團體）より直接購入せる食糧その他の諸物資を組合員間に―その價格は多く公價を上廻る―分配するものであつて、すでに全國の諸都市に設けられてゐること周知の通りである。然らばこれらの消費組合はその目的通り、果して今日の食糧危機突破に相當の業績を收めてゐるやと言ふに、事實は決して然らず、むしろ弊害の生ずるところ次述のごとくであつて、それを避ける方が望ましいとさえ思はれるのである。

第一に、消費組合の活動は現行法令に抵觸すること少くない。

今日、主要食糧の統制は前述の通り「食糧管理法」によりて行はれてゐる。本法の目的はその第一條にも明かなるごとく「國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコト」にある。この目的を達成するため同法は主要食糧の國家管理を強化し、また食糧營團を設けて綜合配給の徹底と一元的貯藏を行つてゐる。こゝに主要食糧とは米、麥、小麥粉、乾麵、乾麵麩、甘藷、馬鈴薯、澱粉、雜穀等を指し、これらは生産者の自家用を除いたすべてを政府に賣渡すことを要し（同法第三條）、また政府の買上

げたこれら主要食糧は必ず食糧營團を通じて一般消費者へ賣渡される（第四條）。食糧營團は各都道府縣毎に設けられ、その主なる事業は主要食糧の買入及賣渡、非常時食糧の貯藏、主要食糧の加工、製造、保管等である。かくて今日、主要食糧の賣買をなし得るものは政府並に食糧營團に限られ、これ以外の者は政府の特に指定した場合を除き絶對になし得ないのである。もし生産者が政府以外の者へ賣渡した場合には——謂はゆる農家の横流し——「三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金」に處せられる（第三十二條）。それゆゑ消費者の個人的買出しはもとより、「消費組合」のごとき團體をつくつて買出しを行うことは明かに本法に違反し、たとへ組合等が公益の爲という名義を以てするも合法視されるものでない。尤も今日、一部に唱えられてゐるごとく、食糧管理法に規定するところは官僚統制にして終戦後の民主主義時代には適當せず、また食糧營團は昔の商業資本を中心としこれに國家權力を背景とする獨占體なるがゆゑ、同法を廢止して食糧の生産より消費に至る統制を全部徹廢すると言うのであれば、その賣買は個人たると團體たるとを問はず、自由になし得るであろう。しかし現在のごとき食糧事情のもと、國民食糧の確保と國民生活の安定を圖るため、その配給並に價格の統制を行うことは絶對に必要であるから、いま直ちに同法を廢止するは、それに代るべき最善の施策なきかぎり許されるところでない。このことは最近の我が食糧行政をみても、その管理強化の方向にこそ向え、統制緩和乃至廢止の方向に向つてゐないことによつても明かである。かくてもし消費組合が法網をくゞつて主要食糧の獲得に狂奔し、その分配を行うとせんか、それは個人的買出しを合理化せる「集團的闇購買組合」と言う汚名を冠せられても己むを得ないのである。

第二に、消費組合の活動は配給の適正を阻害すること少くない。

今日、主要食糧の絶對量は著しく不足せるゆゑ、その配給を適正に行うの要あること言うまでもない。苟めにもその配給に公平を缺き一部に偏在するがごときは絶對に許されぬ。もとより消費者の居住地、職業等の如何に

より若干の差異あるは免れ難いけれども、同一地域に居住する消費者間においては同一または代替食糧の總量につき、原則として同等であることを要する。上記の食糧管理法において國家が主要食糧の國家管理を行い、綜合配給の徹底を期してゐるのも、全くかゝる適正配給の實現を意圖せるに他ならぬ。それゆゑ一部地區内の住民が消費組合を組織して、他地區内の住民よりも或種食糧につきより多量の配給を受けることは、適正配給の原則に照し決して妥當とは稱し難い。このことは一都市の全市民を以て消費組合を組織した場合も同様であつて、たとへ市民間の適正配給を實現し得ても、他都市市民或は他地方民との間に依然均衡を缺き、食糧の全國的なる配給操作を著しく困難ならしめるのである。また消費組合は本來、民主主義原則によりその加入、脱退は全く各人の自由にして強制はなし難く、したがつて全市民を打つて一丸とする消費組合をつくらんとしても事實上困難にして、爲にその活動は多少とも適正配給を阻害するに至るのである。

第三に、消費組合の活動は價格の高騰を助長することと少くない。

今日、主要食糧をはじめ一般必需物資の價格高騰はまことに著しく、たとへ賃金、給料の引上あるともそれに追いつき得ざる状態にある。このことは現在（昭和二十二年八月）物價が概ね戦前の五、六十倍となれるに對し、賃金（新價格體系の計算基準となれる工業賃金總平均月千八百圓）は戦前の三十倍前後にすぎることにより容易に知られ得、更に闇物價を考慮に入れるとき賃金は一層低くなるのである。すでに一部階級者の間においては食糧入手難にともなう營養失調や家計不如意がみられ、かゝる事態の進展するかぎり社會的混亂の到來がないとも保し難い。上記の食糧管理法が主要食糧の賣買につき二重價格制をとり、政府の生産者よりの買入價格はその生産費及び物價その他の經濟事情を參酌して定め、またその賣渡價格は消費者の家計費及び物價その他の經濟事情を參酌して定めること、規定してゐるのは、要するに生産の増加をはかると同時に、國民生活の安定をはからんと意圖

せるに他ならぬ。しかし食糧營團よりの配給食糧の數量が日常生活の維持に充分ならざるため、これが不足分を他よりの高價なる買出食糧を以て補はざるを得ない實情である。而していま各地において、地域的に或は職域的に食糧獲得を目指して「消費組合」を設けることは、おのずから組合間に競争が行はれて價格を高騰せしめ、結局資金或は見返物資の豊富な組合がその入手に成功することとなる。しかしかくては、物資の偏在は一層甚だしく、配給の適正は害せられ、價格も競争のため著しく騰貴して、元來一般民衆が相互扶助の原則にもとづき低廉なる價格を以て生活必需品の購入をなさんとする消費組合の目的に反すること甚だしいのである。この點、生産高少き統制物資の獲得を目指して消費組合を設立するは、國民經濟上、反つて弊害の方が大きいと言はねばならぬ。

第四に、消費組合の活動は一部役員の特權擁護に墮すること少くない。

今日、主要食糧を中心とする必需物資の缺乏は、一般の消費者をしてこれら物資に對する欲求を必要以上に増大せしめ、偶々おこる一時的購買力の増加と相俟つて、例えば食糧と言えば何品を問はずほとんど無批判的に買溜めておく實情である。ゆゑに理念上、必需物資の適正配給を要望してゐても、事實上、これに相反する「消費組合」が食糧獲得を看板とし個人的買出しの合理化を目途して設けられるや、溺れる者藁をもつかむの譬にもれず、ひたすらそれを支持し、その購入品が法外な高値であつても盲目的に服従してゐるのである。かくて一般組合員の經營や財政状態に對する監督的關心は極めて薄く、その運営は全く一部役員の獨斷によつてなされ易い傾向がみられる。而してこれらの役員たるやすべてが深く協同組合精神の眞意に徹し、組合員の生活安定に獻心的努力をなす者とは言い難く、その一部には嘗ての小賣業者にして現在失業せる者、或は從來よりの謂はゆる町内の世話役たりし者も少なからず、これらは組合活動を利用して自己の特殊的權益の擁護乃至擴張に専念するこ

と無きを保し難いのである。思うに組合經營の衝に當る者のうち、その仕入、運搬、保管、分配等の實務は、純然たる素人にてはなし難く、おのずから配給業者たる經驗を有する者の活用されること多いが、すでに社會道義や商業道德の著しく頽廢せる今日、これらの者がいか程良心的經營をなすやは疑はしく、例えば仕入れに當り、自家用品や自己取引用品の買出しをも兼ねるは當然のことゝせられ、また分配に際しても、一般組合員の監視なきを幸ひ、謂はゆる横流し等のごとき不祥事の惹起も避け難いのである。更に消費組合の組織が一部役員の政治運動に利用せられることあるのも注意を要する。通常、消費組合は數百乃至數千の世帯を以て結成されてゐるため、従來、町内の世話役と言うに止り、格別の政治的、經濟的背景なき者がこれを好個の地盤として地方の選舉運動等に乗出すことが少くない。尤もその役員にして人格、識見ともにすぐれ、その地域において人望ある者なれば敢えて異存なきも、唯「議員」に選出せられんための野望を以て組合の結成、業務の遂行等に參畫するとせば、これ亦消費組合の本質に反すること甚だしいと言はねばならぬ。

以上は今日の食糧問題に關連して、消費組合の設立と活動が諸種の見地より是認し難き點あることを述べたのであるが、要するに生活必需品の缺乏し、配給統制の強化されてゐる限り、その存在が大いに必要であるかのごとく見えて、事實は正常なる活動を妨げる幾多の制約が存するのである。したがつてこの際、一部論者のごとく消費組合をして眞に役立つ末端の配給機關たらしめんとするならば、何よりも法令を以て食糧その他生活必需品の取扱いがなし得るよう規定することが先決問題である。これ恰も農民のために「農業協同組合法」が存し、また中小商工業者のために「商工協同組合法」が存して各組合の法的地位が認められてゐるごとく、一般消費者のために「消費組合法」或は「生活協同組合法」のごときが制定され、それが食糧營團や小賣商と同様に主要食糧や生活必需品を取扱い得る法的根據が與えられねばならぬ。然らばかゝる法令の制定は我が消費組合の活動をし

て一舉に盛ならしめるやと言うに、左程大なる期待はかけられない。その理由は既述せしところによつて明かなることく、我が消費組合の配給事業には種々の限界が存してこれが除去は當分望み難いからである。さは言え消費組合の遠き將來を考へるとき、たとえデイドの言つたとき「協同組合國家」の實現は一のユートピアと見られても、尙「生産の社會化」にともなう「消費の組織化」は不可避の事實であり、更にもともとの生産の目的は消費に存し、人はその職業の如何を問はずに様に消費者である點に鑑み、消費經濟の合理化を目指す「消費組合運動」が今後とも止むことなき進展傾向を有するは當然のことと言ひ得る。唯今日の我が消費組合には既述のごとき限界のゆゑに、その飛躍的發達が望み得ないと言ふまでである。かくて今後の我が組合政策或は配給政策としては叙上の事態をよく認識し、一部の保守的なる組合排斥論に惑はされることなく、同時に急進的なる組合萬能論にも陥ることなく、一應商人配給と組合配給との兩者を併存せしめ、これらの配給能率の優劣と消費者受益の多寡を考慮して、然る後具體案の樹立をなすことが最も適當と思はれるのである。(昭和二十二年八月二十五日稿)

第四號 (昭和二十二年三月) 目次

研 究

アントン・メンガーの永逝四十年……………喜 多 了 祐
 國語と英語の受動態の比較……………速 川 浩

學 界

最近の協同組合文献について……………岡 本 理 一

次 號 (昭和二十二年九月) 豫 告

研 究

物自體と實存……………川 村 三 千 雄

學 界

「新憲法」の文献概観……………喜 多 了 祐
 日本經營學會全國大會記 (岡本理一)
 人文科學委員會法學學術大會記 (喜多了祐)
 日本數學會秋季例會に出席して (武隈良一)